

派遣労働者のキャリア形成支援計画

有限会社東新技研では労働者派遣法第30条の2の理念に基づき派遣労働者に対する入社時の基礎教育から、無期雇用労働者に対する中・長期的なキャリアアップまで下記①～③までの3つの柱を用いて多角的且つ継続的に教育を実施し、派遣労働者の雇用安定及びキャリア形成を計画的に実施します。

I. 必修として実施する有給での研修(③については、任意で無給)

		時 期	時 間	場 所	内 容
①入社時研修		入社時	4時間	当社	○派遣社員としての心構え ○新規採用者訓練(機器設備の基礎) ○一般的な事務作業及び電話等の応対訓練
②キャリアアップ研修	1年目 (初級編)	就業3ヶ月	2時間	当社	○パソコンの基礎 ○CADを利用するの製図 ○簡単な機械製図図面の読取
	(基礎編1)	就業6ヶ月	3時間	当社	○パソコンの基礎 ○CADを利用するの製図 ○機械設計製図法
	(基礎編2)	就業9ヶ月	3時間	当社	○ビジネススキル研修 ○CADを利用するの製図 ○機械設計製図法
	2年目 (ステップアップⅠ) 前編・後編	就業2年目	1回5時間 計2回	当社	○ビジネススキル研修 ○CADを利用するの製図 ○機械設計製図法 ○基礎材料力学の取得
	3年目 (ステップアップⅡ) 前編・後編	就業3年目	1回5時間 計2回	当社	○リーダー就任研修 ○CADを利用するの製図 ○機械設計製図法 ○基礎材料力学の取得
	4年目以降 (維持・向上)	就業4年目以降	1回3時間 計2回	当社	○リーダー就任研修 ○機械設計製図法
③任意として実施する無給での資格取得支援		資格試験等の実施時期に合わせて実施	カリキュラムによる		Ⅲ(任意として実施する無給での資格取得支援)に基づき実施

○ステップアップⅠ 就業から2年目の派遣労働者を対象に、実務強化を目指し能力強化の教育を実施します。

○ステップアップⅡ 就業から3年目の派遣労働者を対象に、正規雇用を目指し正社員に求められる能力強化の教育を実施します。

○維持・向上 就業から4年目の派遣労働者に対し、正規雇用への意欲と求められる能力強化のため教育を実施します。

Ⅱ. キャリア支援形成計画に基づく有給での研修期間

1. 1年目の派遣労働者	合計 12 時間
①入社時研修	4 時間
②キャリアアップ研修	初級編・基礎編Ⅰ・Ⅱ 計 8 時間
2. 2年目の派遣労働者	合計 10 時間
②キャリアアップ研修	ステップアップⅠ(前編・後編) 計 10 時間
3. 3年目の派遣労働者	合計 10 時間
②キャリアアップ研修	ステップアップⅡ(前編・後編) 計 10 時間
4. 4年目の派遣労働者	合計 6 時間
②キャリアアップ研修	維持・向上 年2回 計 6 時間

Ⅱ. 任意として実施する無給での資格取得支援

資格取得支援

派遣労働者の資格取得を推進するために条件を満たす派遣労働者に対し、資格取得に係る費用を当社で全額負担し資格取得のための講座実施等をおこないます。

○対象資格 2級機械製図技能士

○対象資格条件 以下の(1)～(3)の条件の全てに該当する派遣労働者

(1) 2年以上の当社にて派遣労働者として実績があること

(2) 業務・業績等の評価が高いこと(勤務態度良好かつトラブルがない方)

(3) 該当年度における当社実施の①・②の研修を全て受講している人

○制度内容

対象者と派遣責任者による面談を実施し、当社で適切であると判断した方へ、本人の意志を確認した後、対象資格への取得費用を派遣元にて負担し、必要な教育を実施します。

有限会社東新技研では、以上の3つの柱を通して派遣労働者に対し、段階的且つ継続的な教育をおこないます。派遣労働者のキャリア形成はもとより、それによる雇用安定、正規雇用の促進等を実現し、派遣先法人と派遣労働者双方の利益を目指し社会貢献を実現します。